

**「成田市現場代理人の兼務に関する事務取扱要領」新旧対照表**

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、本市が発注した工事について、現場代理人の工事の兼務に関し、必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 本市が発注する工事で、次の条件を全て満たす場合には、現場代理人の兼務ができるものとする。</p> <p><u>(1) 兼務する工事は全て、成田市の発注であること。</u></p> <p>(2) 兼務するそれぞれの工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満であること。</p> <p>(3) 兼務する工事が<u>2件</u>を超えないこと。ただし、<u>予定価格130万円以下</u>の工事については兼務する工事件数に含まないものとする。</p> <p>(4) 兼務するそれぞれの工事の特記仕様書等において兼務を禁じていないこと。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、本市が発注した工事について、現場代理人の工事の兼務に関し、必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 本市が発注する工事で、次の条件を全て満たす場合には、現場代理人の兼務ができるものとする。</p> <p><u>(1) 兼務する全ての工事が成田市、国又は他の地方公共団体等が発注する工事(ただし、国、又は他の地方公共団体等の発注者から現場代理人の兼務に関して承諾が得られている場合に限る。)であること。</u></p> <p><u>(2) 兼務する全ての工事の現場が、成田市にあること。ただし、請負金額500万円未満の工事はこの限りではない。</u></p> <p>(3) 兼務するそれぞれの工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満であること。</p> <p>(4) 兼務する工事が<u>3件</u>を超えないこと。ただし、<u>請負金額500万円未満</u>の工事については兼務する工事件数に含まないものとする。</p> <p>(5) 兼務するそれぞれの工事の特記仕様書等において兼務を禁じていないこと。</p> <p><u>2 請負金額500万円未満の工事については、現場代理人の常駐を要しないものとする。ただし、特記仕様書等において兼務を禁じている工事はこの限りではない。</u></p> <p><u>3 受注者は、設計変更等の事情により、兼務する工事の請負金額が変更され、第1項又は第2項に定める条件を満たさなくなった場合であっても、当該兼務を継続することができる。</u></p>

(事務手続)

第3条 受注者は、現場代理人に他の工事の現場代理人の職務を兼ねさせようとするときは、当該兼務に係る市発注工事それぞれについて、契約担当課宛てに現場代理人兼務届（別記第1号様式）を提出しなければならない。

2 受注者は、現場代理人が兼ねる職務を解除したとき、又は設計変更により工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となった場合等、現場代理人を兼務するための要件を満たすことができなくなったときは、契約担当課宛てに現場代理人兼務解除届（別記第2号様式）を提出しなければならない。ただし、現場代理人が兼ねる職務の解除が工事目的物の引渡し、又は契約解除による場合には、提出は不要とする。

(現場代理人の責務)

第4条 現場代理人は兼務する一方の工事現場に従事している時であっても、他方の現場代理人の契約上の職務を免じるものではない。

(事務手続)

第3条 受注者は、現場代理人に他の工事の現場代理人の職務を兼ねさせようとするときは、当該兼務に係る工事それぞれについて、契約担当課宛てに現場代理人兼務届（別記第1号様式）を提出しなければならない。

2 受注者は、現場代理人が兼ねる職務を解除したとき、又は設計変更により工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となった場合等、現場代理人を兼務するための要件を満たすことができなくなったときは、契約担当課宛てに現場代理人兼務解除届（別記第2号様式）を提出しなければならない。ただし、現場代理人が兼ねる職務の解除が工事目的物の引渡し、又は契約解除による場合には、提出は不要とする。

(現場代理人の責務)

第4条 現場代理人は兼務する一方の工事現場に従事している時であっても、他方の現場代理人の契約上の職務を免じるものではない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、令和6年4月1日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、この要領の施行の日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約については、なお従前の例による。